

# 令和5年度（2023）鹿児島国体ハンドボール競技準備委員会会則

## 1 設立趣旨（口頭説明）

### 第1章 総則

（名称）第1条 この会は、令和5年度（2023）鹿児島国体ハンドボール競技準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（趣旨）第2条 この会則は、準備委員会の設置及び業務に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）第3条 準備委員会は、令和5年度（2023）鹿児島国体ハンドボール競技大会（以下「大会」という。）を鹿児島県霧島市において開催するために必要な業務を行うことを目的とする。

（所掌事務）第4条 準備委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）競技開催に必要な総合企画に関すること。
- （2）競技別開始式に関すること。
- （3）競技運営に関すること。
- （4）その他大会開催準備に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

（組織）第5条 準備委員会は、委員長、副委員長、委員及び監事をもって組織する。

（役員）第6条 準備委員会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 2名
- （3）委員 4名
- （4）監事 1名

（役員及び委員の選任）第7条 委員は、霧島市が設置する学校等（官公署）勤務者及び在住者とする。

- 2 委員は、委員長が委嘱する。
- 3 監事は、委員長が委嘱する。
- 4 委員は、無報酬とする。※「公務」扱い（ただし、通常勤務時間内を条件とする）

（役員の職務）第8条 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時は、予め委員長が指名する順位により、その職務を代行する。
- 3 監事は、準備委員会における打合せ事項を議事録として保管する。

（任期）第9条 委員の任期は、委嘱されたときから運営委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- 2 委員が就任時におけるそれぞれの所属機関・団体の代表する者及び役職員を離れた場合において、その委員は辞任したものとみなし、当該団体の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

### 第3章 会議

(準備委員会) 第11条 準備委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集する。

2 準備委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会開催の統括的企画・運営に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

3 準備委員会の議長は、委員長が指名する。

4 準備委員会は、準備委員会の構成員の過半数の出席がなければ、これを開会することはできない。ただし、第1項に規定する者が準備委員会に出席できないときは、予め通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 準備委員会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第4章 準備委員長の専決処分

(準備委員長の専決処分) 第13条 準備委員長は、準備委員会を招集する暇がないと認めるときは、第11条第2項各号の事項について、専決処分することができる。

2 準備委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の準備委員会において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 準備委員会事務局

(事務局) 第14条 準備委員会の事務を処理するため、準備委員長の勤務場所内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この会則は、令和3年4月17日から施行し、令和5年10月特別国体会期終了月末をもって終了する。

以上 令和3年2月27日 定例理事会にて承認

以下案として提案する。

準備委員長	【	】	(霧島市	勤務)
準備委員副委員長	【	】	(霧島市	勤務) ※霧島市ハンドボール協会事務局
準備委員	【	】	(霧島市	勤務)
準備委員	【	】	(霧島市	勤務)
準備委員	【	】	(霧島市	勤務)
準備委員	【	】	(霧島市	勤務)
準備委員	【	】	(霧島市	勤務)
監事	【	】	(霧島市	勤務)